



# 始めよう保育所探し



～令和5年4月に保育所等への入所を検討されている方へ～

令和4年6月 高津区役所児童家庭課

川崎市では、翌年度からの保育所等への入所申請について、例年は10月上旬から11月上旬に受け付けています（一次利用調整）。

翌年度の「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」については、例年は10月1日頃から配布しますが、入所申請受付の直前からの配布なので、「事前の準備について、今からできることはないか」「どのようにすればこどもの預け先が確保できるのか」について、不安な保護者の方もおいででしょう。

そこで、令和5年4月に保育所等への入所を検討されている方に向けて、いまから準備できること・心構えをしておいていただきたいことについてお伝えします。

はじめに…	保育所についての基礎知識	2 ページ
STEP1	入所に向けたスケジュールを把握しましょう	3 ページ
STEP2	多様な保育事業について理解しましょう	4 ページ
STEP3	通いたい園を探しましょう	5 ページ
STEP4	必要な書類をそろえて、申請しましょう	6 ページ
STEP5	一次利用調整で内定が出た場合・保留となった場合	7 ページ
参考1	参考にしていただきたい資料・ホームページ	8 ページ
参考2	お子さまの預け先を確保するために	10 ページ

※ この案内での「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）をいいます。

※ 令和5年4月入所のスケジュールについては、受付期間や利用案内の配布・公開時期が例年より前後する可能性があります。

## 1 「認可保育所」など（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業）と「認可外保育施設」があります。

### ① 「認可保育所」など（認可保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業）

- ・ 「認可保育所」とは、保護者が仕事や病気のために、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。  
「認定こども園（保育所部分）」や、地域型保育事業（「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」）も、認可保育所と同様の区分です。（この案内ではまとめて「保育所等」と記述しています。詳細はSTEP2）
- ・ 入所したい方は、園ではなく、お住いの区役所・支所に申請する必要があります。（高津区にお住まいの方は、高津区役所児童家庭課に申請します。）  
福祉施設なので、先着順や面接ではなく、「保育の必要性」が高い順に入所が決まります。保育料は、市が定めた保育料となります。（市民税の額により保育料が異なる「応能負担制」です。）

### ② 認可外保育施設

上記以外の保育施設で、「川崎認定保育園」「企業主導型保育事業」「地域保育園」などがあります。申込みは、保護者が園に直接行きます。また、入園者の決定方法や、保育料は各園が独自に定めています。

## 2 生年月日でクラス年齢に分かれます。

4月1日時点での満年齢で、クラス年齢ごとに分かれます。

「令和5年度 保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」（以下「令和5年度利用案内」）を入手したら、自分のお子さんが何歳クラスになるのか、御確認ください。

## 3 「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。（保育所等の場合）

保育所等のご利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。そのためには「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。保育を必要とする事由については「令和5年度利用案内」を入手後に、御確認ください。

保育の必要性の認定を受けるだけでは、園は決まりません。さらに後述する「利用調整」を経て、入園が決まることとなります。

## 4 「利用調整」により入園者が決まります。（保育所等の場合）

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を上回る場合は、「保育の必要性」が高い順に入園者を決めることとなります。これを「利用調整」といいます。

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに行っており、各世帯の保育の必要度合を点数化し、点数の高い順に入所内定としています。

利用調整の基準は、「令和5年度利用案内」を入手後、御確認ください。

## STEP 1 入所に向けたスケジュールを把握しましょう

※ スケジュールは、全て令和5年4月に向けた予定です。特に入所申請書類の提出などについては、10月1日頃から配布予定の「令和5年度利用案内」を必ず御確認ください。

### 1 事前相談・保育所等の情報収集（いまからでも）

- ・ 高津区役所児童家庭課（区役所4階①窓口）では事前相談を受け付けています。
- ・ 保育所等や認可外保育施設の情報収集を行い、通いたい園を探しましょう。（STEP3参照）
- ・ 認可外保育施設では、早い園では7月頃から入園説明会を実施しています。認可外保育施設を検討する場合は、まずは一度園に連絡してみましょう。

### 2 入所申請に向けた書類等の入手（予定：10月1日頃）

- ・ 入所申請に向けて必要な書類を入手していただきます。
- ・ 例年は10月1日頃から、紙冊子を高津区役所にて配布します。  
（正式な配布スケジュールは、9月中旬までに高津区役所のホームページ「ホッとこそだて・たかつ」（P9参照）に掲載予定です。その際、10月上旬実施の入所説明会についても掲載予定です。）
- ・ 川崎市のホームページ「かわさきし子育て応援ナビ」（P8参照）には、例年10月1日頃から「令和5年度利用案内」及び申請書類が掲載されます。なお、会社にお勤めの方が必要な「就労証明書」については、若干早めに掲載されます。

### 3 一次利用調整に向けた、入所申請書類の提出（予定：10月中旬～11月中旬）

- ・ お住いの区役所・支所（高津区の場合は高津区役所児童家庭課4階①窓口）へ、締切日までに提出してください。（正確なスケジュールは「令和5年度利用案内」を御確認ください。）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送申請をお勧めします。郵送申請の方法については「令和5年度利用案内」を御確認ください。なお、例年は締め切りが早めに設定されています（10月下旬）ので注意してください。

### 4 教育・保育給付認定決定通知書の発行（予定：12月～1月前半）

保育の要件を満たしていると認定された方に、「教育・保育給付認定決定通知書」を発行・郵送します（すでに発行済みの方は除きます。）。なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。

### 5 一次利用調整結果通知書の送付（予定：1月下旬）

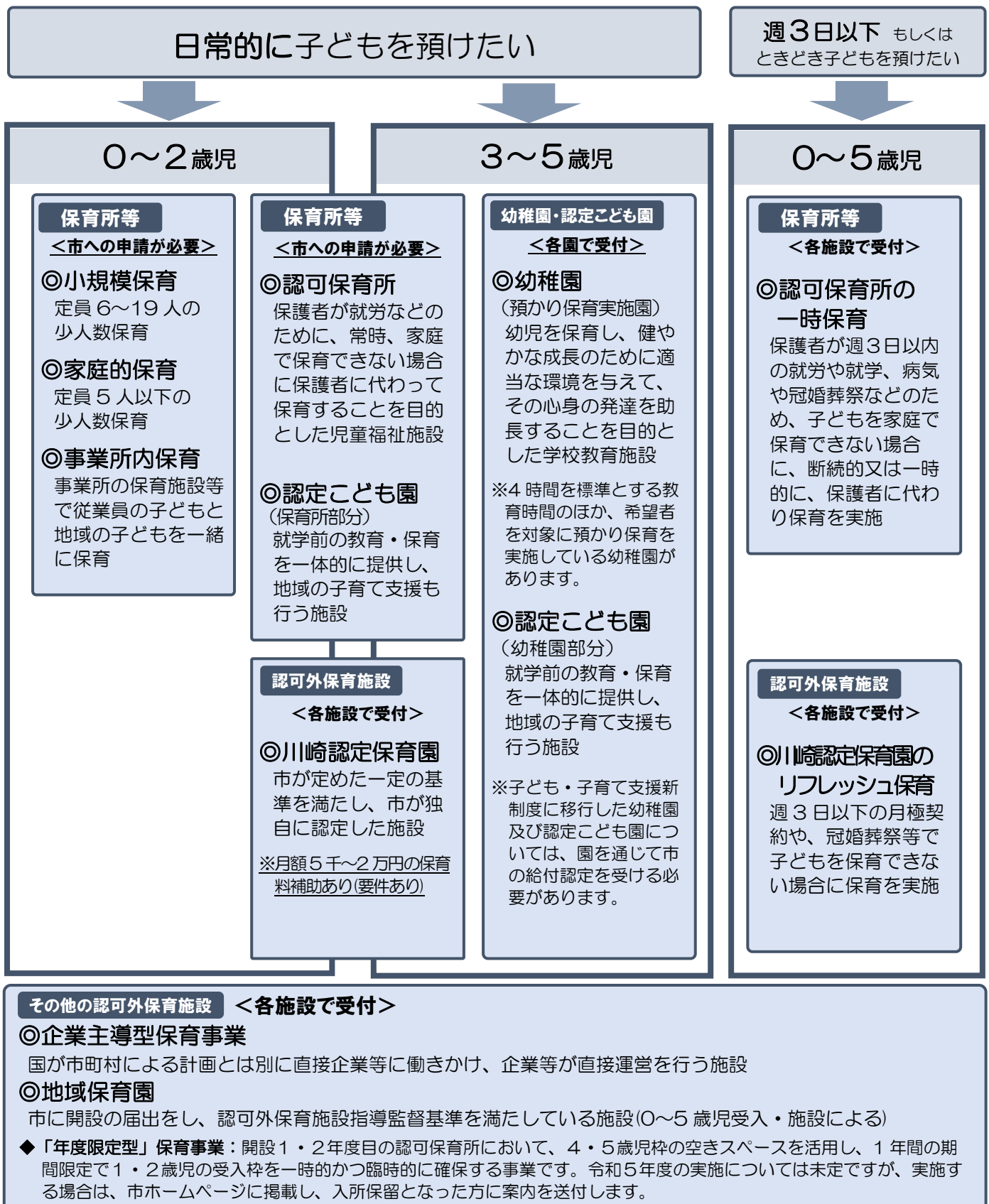
一次利用調整で園が決まった方には「内定」の結果通知書を、入所に至らなかった方には「保留」の結果通知書を、それぞれ郵送します。

### 6 その後（2月～3月頃）

内定が出た方については、健康診断と面談を受けていただき、問題がなければ、4月からの入園に向けて準備を進めていただきます。

## STEP 2 多様な保育事業について理解しましょう

川崎市では、多様な保育ニーズに対応するために、様々な保育事業を実施しています。ご家庭のニーズにあった施設・事業を探るところから始めましょう。



## STEP 3 通いたい園を探しましょう

### 1 自宅の近くや、通勤ルート上の保育園を探しましょう。

- 高津区役所児童家庭課で配布している「高津区子育て施設マップ」を参考にして、自宅の近くや通勤ルート上の保育所等や認可外保育施設を探しましょう。（高津区役所のホームページ「ホッとこそだて・たかつ」（P9「高津区内の保育施設のご案内」参照）からデータをダウンロードすることもできます。）
- 保育所等を申請する際は、複数の園を申し込むことができます。自宅の近くだけでなく、少し幅広に探してみましよう。（川崎市内の保育所等であれば、他区の園も希望できます。）
- 川崎市のホームページ「かわさきし子育て応援ナビ」内「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？～令和4年4月に保育所等への入所を検討されている方へ～」（P8参照）も御参照ください。（令和5年4月版は10月配布予定）

### 2 それぞれの保育園について、もう少し詳しく調べてみましょう。

- 多くの園が、園独自のホームページを持っています。
- 高津区役所児童家庭課では、保育所等や「川崎認定保育園」「企業主導型保育事業」の各園について、園の所在地や保育方針、保育時間等をA4サイズ一枚にまとめた「情報提供シート」を配架しています。  
「情報提供シート」は、高津区役所のホームページ「ホッとこそだて・たかつ」からダウンロードすることもできます。（P9「高津区内の保育施設のご案内」参照）
- 園によって、受入年齢や保育時間が異なるので、よく確認しましょう。延長保育の時間もチェックしましょう。
- YouTubeの「川崎市たかつ区チャンネル」では、高津区内の保育所等や川崎認定保育園の紹介動画を配信しています。（P9参照・協力園についての配信ですが、ほとんどの園に協力していただいています。なお、令和5年4月新設園等は、令和4年10月に配信開始予定です。）施設や保育の様子などを感じてみてください。

### 3 保育園の見学をしましょう。

- 保育園に直接お問い合わせの上、お子さんを連れて実際の通園手段で見学に行きましょう。（但し、新型コロナウイルス感染症の影響で、見学を中止している園や、インターネットで見学を受け付けている園もあります。園のHPを確認するか園に直接お問い合わせください。）
- 無理なく通えるか、園の保育方針や雰囲気がお子さんに合っているか確認するとともに、各保育園等の利用にあたっての重要事項※の説明を受けてください。  
（※ 重要事項：当該保育園の開所日、開所時間、延長保育の実施条件、休日等に関する運営規程の概要や、職員体制、主食代・副食代等の実費徴収の有無、その他施設選択に資する事項。）

#### <追記>保育所等の令和5年4月開設園について

- 令和5年4月開設園の情報については、10月1日頃配布予定の「令和5年度利用案内」に掲載されます。間に合わない園については、川崎市のホームページ「かわさきし子育て応援ナビ」（P8参照）に掲載されます。
- 新設園ごとの概要について、10月以降に児童家庭課にて掲示・配架予定です。
- 「高津区子育て施設マップ」は、10月1日頃に改訂予定です。その中に、令和5年4月開設園の情報を反映予定です。

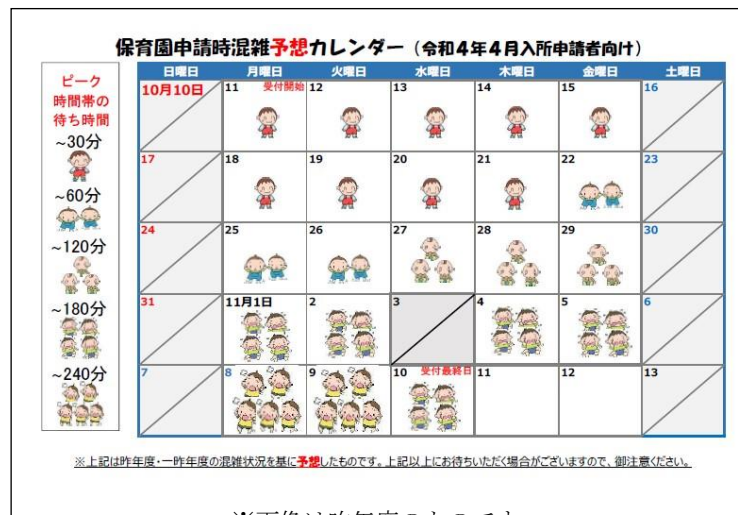
## STEP 4 必要な書類をそろえて、申請しましょう（保育所等）

### 1 申請に必要な書類をそろえましょう。

- 必要な書類は早めに入手しましょう。（スケジュール等はSTEP1 参照）  
※ 「就労証明書」など、保育を必要とすることを証明する書類の発行日は、例年は現年度9月1日以降のものが有効になります。
- 必要な申請書類は、ご家庭の状況によりそれぞれ異なります。  
「令和5年度利用案内」を御確認ください。（「令和4年度利用案内」も御参照ください。）  
あらかじめ、児童家庭課にて事前相談を受けることをお勧めします。
- 「就労証明書」「在園・受託証明書」など、勤め先や認可外保育施設などに記入してもらう書類もありますので、早めに準備しましょう。
- 以前市外に居住していた方は、「住民税課税（非課税）証明書」が必要になる場合もあります。「令和5年度利用案内」の「課税証明書提出要否・必要年度フローチャート」をよく確認しましょう。

### 2 申請受付が開始されたら早めに申請しましょう。

- 申請受付が開始されたら早めに申請しましょう。新型コロナウイルス感染症対策のため、原則郵送による申請をお願いします。（スケジュール等はSTEP1 参照）
- やむを得ない事情等により、窓口での申請を御希望の方は、早めの申請をお願いします。（受付開始から2週間程度は比較的窓口が空いています。逆に、締切日直前は窓口の混雑が見込まれるため、長時間お待たせする場合があります。なお、郵送申請と窓口申請の違いで、利用調整上の優劣に影響は生じません。）
- 一次利用調整の締め切りに間に合わなかった場合は、二次利用調整に向け申し込むことができますが（例年は2月上旬締切）、一次利用調整後に生じた空き枠が対象となります。
- 一次利用調整の締切後約1週間、希望園変更の受付をしています。希望園に迷いがある場合は、ひとまず10月中の早いうちに申請書類を提出して、申請締切日後、希望園変更受付期間までに希望園変更をすることをお勧めします。
- 「保育園申請時混雑予想カレンダー」を高津区役所のホームページ「ホッとこそだて・たかつ」に9月下旬頃掲載予定ですので、御参照ください。



## 1 内定が出た場合

利用調整の結果、内定となった場合は、「利用調整結果通知表（内定）」と入園前健康診断のご案内を1月末頃に送付します。その後、保育所との面談、入園前健康診断を経て、利用可能と判断されたお子さんに対しては、入所決定となります。保育所等の入所日は、ならし（なれ）保育の開始時期や、育児休業からの復職時期等に関わらず、原則として月の初日となります。

### 内定時の留意点

#### <育児休業中の方について>

育児休業取得中の方は、保育所等の利用開始月の末日までに復職する必要があります。

#### <入所内定後の辞退について>

入所内定となった方が、保育所等の利用を希望しない場合は、速やかに内定辞退届をご提出いただく必要があります。

また、内定を辞退し、再度保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要となります。その場合、翌月からの利用申込みが可能です。つまり、一次利用調整の内定を辞退したら、再度4月1日からの入所申請を行うことはできません。（そのため、一次利用調整の内定を辞退した場合、4月の保留通知も発行できません。）

#### <複数の保育所等を希望した場合の利用調整の方法について>

利用調整は施設ごとに行います。希望した施設の中で複数入所が可能となった場合には、入所可能な保育所等のうち、希望順位が最上位の保育所等で内定とします。

なお、希望順位による利用調整上の優劣はありません。また、第1希望のみ記入された方とその他複数の希望保育所等を記入した方とで、利用調整上の優劣はありません。

#### <希望順位が下位の施設に内定した場合、二次利用調整で上位の希望施設に空きが出た場合について>

一次利用調整後、内定辞退や退所児童によって二次利用調整にて空きが出る場合がありますが、一次利用調整において複数の保育所等を希望し、一度内定した場合には、その他の希望保育所等への申請はすべて効力を失います。内定を受けた方が入所日までの間に、別の希望保育所等にて利用調整されることはありません。

## 2 内定が出なかった場合

一次利用調整で内定に至らなかった「保留」の方に対して、川崎市では次のとおり「アフターフォロー」を行います。

- ・ 内定辞退等で空き枠がある園について「二次利用調整」を実施します。

お住いの各区役所・支所の窓口（高津区の場合は高津区役所児童家庭課）で、二次利用調整に向けた希望園の追加・変更を受け付けています。（例年は2月上旬まで。「令和5年度利用案内」でスケジュールを御確認ください。）

なお、保留通知到着から、一週間程度しか余裕がありませんのでご注意ください。

- ・ 各区役所・支所の窓口や電話で、空きのある「認可保育所・小規模保育等の保育所等」「川崎認定保育園等の認可外保育施設」などについてご案内します。（こちらからも電話させていただくことがあります。）

## 参考1 参考にしていきたい書類・ホームページ

### 1 参考にしていきたい資料

#### (1) 「令和4年度 保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」

お住いの各区役所・支所の窓口（高津区の場合は高津区役所児童家庭課・4階①窓口）で配布しています。なお、利用案内とセットで「申請書類一式（※含まれていない書類もありますので、事前相談時に御確認ください。）」「高津区子育て施設マップ」も配布しています。

#### (2) 「情報提供シート」

お住いの各区役所・支所の窓口（高津区の場合は高津区役所児童家庭課・4階①窓口）で配架しています。園ごとに、所在地や保育方針、クラス別定員などの情報が、A4用紙一枚にまとめてあります。

#### (3) 「ひろばノート」※令和4年度版は7月から配布予定

高津区の認可保育園・認定こども園情報を、園ごとに紹介しているカラーのA5サイズの小冊子です。高津区役所保育所等・地域連携（3階）及び高津区役所児童家庭課（4階①窓口）で配布しています。

### 2 参考にしていきたいホームページ

#### (1) 川崎市ホームページ「かわさきし子育て応援ナビ」

[http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-0-0-0-0-0-0-0.html)

「保育園、幼稚園などを利用したい」の中をご覧ください。



#### 「かわさきし子育て応援ナビ」内の主なコンテンツ

##### ア 「子どもの預け先をどうやって探したらよい?~令和4年4月に保育所等への入所を検討されている方へ~」

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-21-6-2-0-0-0-0.html>

子どもの預け先の探し方について、入門編となっています。令和5年4月入所に向けても、参考になります。



##### イ 「保育所等利用申請案内動画」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000091113.html>

はじめて保育所等に入所申請される方のために、制度をわかりやすく解説した動画です。内容は「令和4年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」の概要となっていますが、令和5年4月入所に向けても、参考になります。（令和5年度版は、10月ごろにアップ予定です。）





## ウ 「保育所等の申込み手続き（令和4年度）」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000120542.html>

令和4年度の時の申請方法や必要書類を案内しています。「令和4年度利用案内」「申請に必要な書類」もページの末尾からダウンロードできます。（※ 令和5年4月入所希望の場合は、10月1日までに（就労証明書はもう少し早いかと思います）令和4年度版がアップ予定ですので、実際の申請時にはそちらをご利用ください。）



## エ 「保育所等の受入可能数及び利用調整結果」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030624.html>

保育所等について、各月ごとの受入可能数や利用調整結果が載っています。過去のデータも残っていますので、ご自分の希望園がどのくらい人気があるのか、御参照ください。



## オ 「認可外保育施設の空き状況」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000031247.html>

認可外保育施設につき、直近月の空き状況が載っています。1月までは月1回更新（その月の1日時点の空きについて、10日頃掲載）、2月・3月は毎週更新予定です。



## （2）高津区役所ホームページ「ホッとこそだて・たかつ」

<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/category/111-3-1-0-0-0-0-0-0.html>

「保育園・幼稚園・自主保育・一時預かり・小学校」の中をぐらんください。



### 「ホッとこそだて・たかつ」内の主なコンテンツ

## ア 「高津区内の保育施設のご案内」

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/category/111-3-1-35-1-2-0-0-0-0.html>

高津区内の保育施設について、ご案内しています。「高津区子育て施設マップ」「情報提供シート」についても、この中にあります。



## イ 「高津区内の保育園紹介動画について」

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000071873.html>

高津区内の保育所等、認定保育園のうち協力いただいた園について、園ごとに保育所の紹介動画（90秒）を作成して、動画投稿サイトで配信しています。（令和4年4月開設園は10月中旬アップ予定）



## 参考2 お子さまの預け先を確保するために

保育所等は定員を超える申込みがあった場合、利用調整で入所決定しています。市全体では、特に低年齢児（0～2歳児）は定員を超える申込みが多い状況です。

川崎市では、認可保育所の新設等により、毎年、保育受入枠を増やしていますが、現在のところ保護者の就労時間がフルタイム（月20日、1日実働7時間以上の就労）でも入所できない方がいる状況です。就労時間が短い方や、求職中でこれから仕事を始める方などは、更に入所が厳しい状況となる場合があります。

そこで、お子さまの預け先を確保するためには、以下の点も検討しましょう。

### 1 認可外保育施設は、早めに検討しましょう。

認可外保育施設は、その独自性を活かして、各園特色のある保育や教育を行っており、認可外保育施設を第一希望にする保護者の方も数多くいらっしゃいます。

保育所等が決まらなかった後に、認可外保育施設（川崎認定保育園など）を探す方もいらっしゃいますが、その時点では応募が集中します。

保育所選びを始める際、認可と並行して、認可外についても早めに検討しましょう。施設によっては、通常の申込み受付前に、入園金を支払えば予約できる早期申込制度を実施している園もあります。（ただし、認可保育所の入園が決まり、認可外保育施設の入園をキャンセルした際は、入園金等が返還されない場合もありますのでご注意ください。）

### 2 0歳児～2歳児クラスは、小規模保育施設も検討しましょう。

保育所等の中で、「地域型保育事業」特に「小規模保育施設」（0歳児クラス～2歳児クラス）は比較的入りやすい状況です。

小規模保育施設の卒園後については、園によっては連携施設が設定されており、3歳児クラス以降はそちらで保育を受けることとなります。連携施設が設定されていない園についても、近隣の保育所等を中心に卒園児受入枠を設け、優先利用調整を行うことで、3歳児クラス以降の保育先について確保しています。（但し、2歳児クラスに7月以降に入所した方は優先利用調整の対象とはなりません。）

認可保育所を検討する場合は、小規模保育施設についても検討しましょう。



### 3 3歳になったら、幼稚園の預かり保育も選択肢です。

3歳になると、幼稚園に入るという選択肢も出てきます。

幼稚園は、さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。基本的には1日4時間ですが、ほとんどの園で「預かり保育」を行っていて、夕方まで預かっています。早朝7時30分くらいから預かる園もあります。時間・曜日はそれぞれの園により異なりますので、よく確認しましょう。

幼稚園の申込みは、保護者が園に直接行くこととなります。園の見学や説明会については、園に直接問い合わせるか、園のホームページを確認しましょう。

例年、9月以降に園の見学・説明会参加を行い、10月15日以降に入園願書を配布するという流れになります。（入園願書は、有料の園も多いです）



### 4 これからお仕事を始めたい方は、一時保育も検討しましょう。

これからお仕事を始めたい方は、最初から認可保育園等に預けるのは難しい状況です。常勤に近い就労を始めたいのであれば、保育所等に加えて認可外保育施設を検討したほうが良いですが、扶養の範囲内で働きたい場合や、月64時間に満たない時間で働きたい場合は、一時保育も検討してください。

実施園は限られていますので、「令和5年度利用案内」を御確認ください。申込みは、保護者の方が直接園に行ってください。

製作：高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課  
川崎市高津区下作延2丁目8番1号  
TEL：044-861-3250 FAX:044-861-3351  
Mail：67zidoka@city.kawasaki.jp